

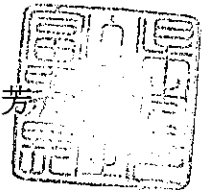
黒部市公告第4号

経営管理権集積計画の公告について

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条の1の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条の1の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年2月18日

黒部市長 大野 久芳



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間
集1-1	宇奈月町浦山 字小頭 12番、13番	宇奈月 48林班ト小班 48林班へ小班	保安林	1.65	始期：公告の日から 終期：公告の日から起算して5年を経過する日 (令和4年2月18日～ 令和9年2月17日) (5年間)
集1-2	宇奈月町浦山 字小頭 17番	宇奈月 48林班へ小班	保安林	0.19	
集1-3	宇奈月町浦山 字若宮谷 12番	宇奈月 48林班ニ小班	山林	0.22	
集1-4	宇奈月町浦山 字若宮谷 13番	宇奈月 48林班ニ小班	山林	0.45	
集1-5	宇奈月町浦山 字若宮谷 14番	宇奈月 48林班ニ小班	山林	0.71	

2 縦覧場所

黒部市役所 産業振興部農林整備課

黒部市ホームページ (<https://www.city.kurobe.toyama.jp>)

3 本公告により、黒部市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。